

統一的な基準による財務書類における注記

(全体財務書類、連結財務書類にのみ該当する内容は、注記 6、7 に記載)

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産

取得原価で評価しています。ただし、インフラ資産土地の道路について、昭和 59 年度以前に取得したもの、取得原価が不明なものは、原則として備忘価格 1 円としています。

② 無形固定資産

取得原価で評価しています。

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 市場価格のあるもの

会計年度末における市場価格

② 市場価格のないもの

取得原価又は出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法により残存価額 1 円まで減価償却を行っています。なお、主な耐用年数は、概ね次のとおりです。

建物 10 年～50 年

工作物 10 年～60 年

物品 2 年～20 年

ただし、物品のうち、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 3 条第 1 号及び学校図書館法（昭和 28 年 8 月 8 日号外法律第 185 号）第 2 条で定められた資料のうち、地方自治法施行規則（昭和 22 年 5 月 3 日号外内務省令第 29 号）第 15 条第 2 項に掲げる歳出予算に係る節の区分、17 備品購入費で取得したもの（以下、図書という。）については減価償却を行わないこととしています。

② 無形固定資産

定額法により残存価額 0 円まで減価償却を行っています。

また、地上権は、権利を設定した際の契約金として支出した金額を資産計上しており、その償却については、契約の更新料支払時もしくは契約期間満了時に減価償却しています。更新料支払時の減価償却額の算定方法は、 $\text{減価償却額} = \text{更新直前の地上権の帳簿価格} \times (\text{更新料の額} / \text{更新時の地上権の価格(時価)})$ となり、更新時の地上権の価格とは、その地上権の目的となっている宅地の自用地としての価格 $\times$ 土地利用制限率（100 分の 30）としています。契約期間満了時については、残存価格 0 円として減価償却を行います。

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金については、過去 5 年間の平均不納欠損率により（又は個別に回収可能性を検討し）、徴収不

能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により（又は個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

長期貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により（又は個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

退職手当債務から東京都市町村職員組合加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち福生市に按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物。なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品の計上基準

物品については、取得価額が50万円以上の場合に資産として計上しています。ただし、物品のうち、図書については全て計上しています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、修理や改良が、通常の維持管理費用や損壊した場合の現状回復である場合は修繕費として処理しています。

2 重要な会計方針の変更等

重要な会計方針の変更等はありません。

3 重要な後発事象

重要な後発事象の変更等はありません。

4 偶発債務

(1) 債務保証又は損失補償に係る債務負担行為のうち、履行すべき額が未確定なもの

区分		金額（千円）
一般会計		933, 190
	福生市土地開発公社が融資を受けた公共用地等取得資金に係る債務保証	933, 190
特別会計		0
合計		933, 190

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

② 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③ 表示単位未満を四捨五入することにより、合計等が一致しない場合があります。

④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率 ー

連結実質赤字比率 ー

実質公債費比率 △2.8%

将来負担比率 ー

⑤ 繰越事業に係る将来の支出予定額

区分	金額（千円）
継続費の通次繰越額（一般会計）	68, 190
繰越明許費（一般会計）	11, 901

⑥ 福生市下水道事業会計決算に係る注記事項「Ⅰ 重要な会計方針」2（1）に基づき、退職手当引当金を一般会計に含め計上しています。

退職手当引当金 3, 116, 586 千円（うち下水道事業会計 39, 153 千円）

退職手当引当金繰入金 424, 277 千円（うち下水道事業会計 0 千円）

(2) 貸借対照表に係る事項

① 物品について、内訳は次のとおりです。

区分	当期末残高（千円）	減価償却累計額（千円）
図書	845, 380	ー
図書以外	1, 592, 387	937, 411
合計	2, 437, 767	937, 411

② 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲：普通財産

イ 内訳：土地 3, 210, 521 千円

上記の（3, 210, 521 千円）は貸借対照表における簿価を記載しています。

- ③ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

11,298,959 千円

- ④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	12,565,340 千円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	1,143,181 千円
将来負担額	13,230,856 千円
充当可能基金額	10,457,033 千円
特定財源見込額	2,266,003 千円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	11,298,959 千円

- (3) 行政コスト及び純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

- ① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

- ② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

- (4) 資金収支計算書に係る事項

- ① 基礎的財政収支

546,880 千円

- ② 既存の決算情報との関連性

歳入歳出決算書では繰越金を収入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分だけ相違します。

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	32,179,342 千円	31,003,939 千円
繰越金に伴う差額	△1,717,526 千円	—
資金収支計算書	30,461,816 千円	31,003,939 千円

- ③ 資金収支計算書の業務活動収支と行政コスト及び純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書業務活動収支	1,587,984 千円
投資活動収入の国県等補助金収入	1,239,895 千円
未収債権、未払債務等の増減	453,669 千円
減価償却費	△1,469,208 千円
賞与等引当金繰入額	△262,380 千円
退職手当引当金繰入額	△424,277 千円
徴収不能引当金繰入額	△13,456 千円
資産除売却損	△16,753 千円
臨時利益その他	244,446 千円
行政コスト及び純資産変動計算書の本年度差額	1,339,920 千円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額は1,000,000千円です。

6 全体財務書類に関する注記

(1) 全体財務書類の対象となる会計

福生市国民健康保険特別会計、福生市介護保険特別会計、福生市後期高齢者医療特別会計、福生市下水道事業会計

(2) 出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき、出納整理期間を設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

7 連結財務書類に関する注記

(1) 財務書類の対象となる団体

団体名	区分	連結の方法	比例連結割合
福生病院企業団	一部事務組合	比例連結	43.8%
西多摩衛生組合	一部事務組合	比例連結	19.5%
瑞穂斎場	一部事務組合	比例連結	15.9%
東京たま広域資源循環組合	一部事務組合	比例連結	1.5%
東京市町村総合事務組合	一部事務組合	比例連結	2.2%
東京都市町村議会議員公務災害組合	一部事務組合	比例連結	5.5%
東京都市町村職員退職手当組合・特別会計	一部事務組合	比例連結	4.7%
東京都後期高齢者医療広域連合	広域連合	比例連結	0.4%
福生市土地開発公社	地方三公社	全部連結	－

連結の方法は次のとおりです。

- ① 一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。
- ② 地方三公社は、全部連結の対象としています。
- ③ 消費税等の会計処理は、税込み方式によっています。ただし、一部の連結対象団体については、税抜き方式によっています。
- ④ 決算日は令和6年（2024年）3月31日です。

(2) 出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき、出納整理期間を設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。